

『王勃集』 佚文中の女性の墓誌と出土墓誌——王勃作品流行の痕跡

一六八

道坂 昭廣

王勃の文集は編纂後、非常に早く日本に伝わった^①。その渡来は、偶然であるよりも當時の中國における流行を反映していたと考えるべきであろう。ただ残念なことに現存するのは、正倉院に所藏される「王勃詩序」の他、『王勃集』巻二十八巻二十九巻三十のみである。「詩序」については約半数の作品が中國にも伝わっている。また日本においても、『懷風藻』の宴席詩序などに、その影響を見ることができ^②。しかし巻二十八、巻二十九、そして王勃の友人親戚の作品である巻三十の作品は、中國では全て失われ、『全唐文』はもちろん、『王勃集』がある程度残っていたと思われる宋代に編纂された『文苑英華』にさえ採録されていない。

今回取り上げようとする王勃が作った墓誌は、巻二十八に載る^③。本巻巻頭の目録に四篇の作品名がある。また「墓誌下」とあるので、巻二十七は墓誌上（あるいは墓誌中）として墓誌が採録されていたであろう。いずれにしても王勃は多くの墓誌を作っていたことが豫想される。初唐四傑として喧傳された王勃であるが、彼が作った墓誌で現存するのは、巻二十八の三篇のみで、それ以外は現在のところ一篇たりとも発見されていない。現存する墓誌の名をあげると「唐故度支員外郎達奚公墓誌」「歸仁縣主墓誌」「唐故河東處士衛某夫人賀拔氏墓誌」であり、題名だけ記録され、作品が切り取られて失われているのが「陸録事墓誌」である^④。巻二十八には男性の爲に作られた墓誌二篇、女性の爲に作られた墓誌二篇が採録されていた。四名とも、中國の他の史書などには全く記録されて

おらず、王勃の作った墓誌によってのみ存在が知られる。王勃の作品も、対象となった死者も全く忘れられた存在であった。

ところで中國においては、歐陽脩『集古錄跋尾』以來、石刻に對する關心が高まり、寺院道觀の碑文や出土墓誌の記録が蓄積されてきた。發見が相次ぐ墓誌のうち、周紹良『唐代墓誌彙編』（一九九二年）。『唐代墓誌彙編續集』（二〇一一年）ともに上海古籍出版社）は、出土、また拓本として傳わった唐代の墓誌文を網羅している。唐代の墓誌文を知る上で極めて有用であることは、改めて言うまでもない。本書が収集した墓誌のなかに、王勃が亡くなった女性の爲に作った墓誌（以降女性墓誌と略稱する）を模倣、或いはその表現を意識していると思われる句をもつ墓誌があった。王勃の二篇の女性墓誌とそのような出土墓誌を手がかりに、王勃の文學の特色と、初唐文學における王勃の役割について、私の考えを述べてみたい。

一

巻二十八に載る二篇の女性墓誌について、私は以前紹介したことがある^⑤。ここではまず「賀拔氏墓誌」から紹介する。賀拔氏は處士の衛某という人物の妻となり、夫の死後、子供を養育した。この墓誌は、縣令となったその子供の依頼で作られた。

唐故河東處士衛某夫人賀拔氏墓誌并序^⑦

夫人諱某、字某、某郡縣人也。

自裘裳北徙、憑代野之宏基、旌旆南飛、慕軒臺之遙構。

鐘鼎共風霜相映、忠孝與公侯疊起。

祖某。使持節涇州諸軍事、涇州刺史。

山川降祉、還膺列嶽之榮、珪璧成姿、卒受連城之寄。

父某。隨岐州扶風縣令。子游、弦歌之術、竟屈牛刀、士元卿相之才、

終維驥足。

(夫人諱は某、字は某、某郡縣の人なり。裘裳北に徙りて自り、代野の宏基に憑り、旌旆南に飛びて自り、軒臺の遙構を慕う。鐘鼎は風霜と共に相映え、忠孝と公侯と疊起す。祖某は、使持節涇州諸軍事、涇州刺史たり。山川社を降し、還た列嶽の榮に膺じ、珪璧姿を成し、卒に連城の寄を受く。父某は、隨の岐州扶風縣令たり。子游の弦歌の術も、竟に牛刀に屈し、士元卿相の才も、終に驥足を維ぐ)。

この部分は賀拔氏の家系を言う。(假にここまでを第一段落とする。)

夫人操業貞淑、容範祥和。敬實禮輿、孝爲心極。

先人有訓、將辭班掾之家、君子好仇、自入王凝之室。

春秋若干、歸于某官衛某。實河東之令望也。

門庭既穆、帷薄相和。傍稽內則之篇、下酌家人之繇。

乘龍獨翥、上出雲霄、鳴鳳高飛、俯清琴瑟。

(夫人操業貞淑、容範祥和たり。敬は禮輿に實ち、孝は心極爲り。先人訓有り、將に班掾の家を辭し、君子好仇、自ら王凝の室に入る。春秋若干、某官衛某に歸ぐ。實に河東の令望なり。門庭は既に穆として、帷薄相和す。傍に内則の篇を稽え、下家人の繇を酌む。乘龍^⑧獨り翥りて、上

雲霄に出で、鳴鳳高く飛び、俯して琴瑟清し)。

結婚前の賀拔氏を紹介する。班掾は班彪、王凝は王凝之。彼女を班昭(曹大家)や王凝之に嫁いだ謝道韞にたとえ、教養ある賀拔氏が、學問の家から、名門の家に嫁いだこと、よい配偶者を得て、夫婦睦まじかったことを言う。(第二段落)

既而陶門鶴寡、大野鸞孀、顧蒿里而難□、攀柏舟而易遠。

携撫孤幼、綏緝宗隣。州閭欽歲暮之風、親黨被日新之化。

故能使珠胎遂映、□(一字缺か)樹長滋。祿累千鍾、堂崇九仞。

潘河陽之代業、班白承歡、衛洗馬之門華、清羸不瘳。

蘭陔動詠、□□厚禮之思、蓼徑含酸、遽軫窮塚之酷。

以某年月日。遭疾終于密縣之官舍。春秋若干。嗚呼哀哉。

(既にして陶門に鶴は寡にして、大野鸞は孀たり。蒿里を顧みるも(追)い難く、柏舟に攀るも遠くなり易し。孤幼を携撫し、宗隣を綏緝す。州閭は歲暮の風を欽び、親黨は日新の化を被る。故に能く珠胎をして遂に映ぜしめ、□樹をして長滋せしむ。祿は千鍾を累ね、堂は九仞に崇し。潘河陽の代業、班白まで歡を承け、衛洗馬の門華、清羸なるも瘳まず。蘭陔詠を動かし、厚禮の思を□□し、蓼徑酸を含み、遽かに窮塚の酷を軫う。某年月日を以て、疾に遭うて密縣の官舍に終ゆ。春秋若干。嗚呼哀しきかな)。

賀拔氏は寡婦となったが、子供を守り、家庭をしっかりと維持したことを褒め稱えらるとともに、子供が彼女の期待に應え、出世を期待できる人材となったが、彼女は世を去ったことを言う。(第三段落)

重惟靈和受氣、廉順呈姿。神周得喪、行滿夷險。

自郟缺長□（二字缺か）、黔婁不歸。

將開淨土之因、兼奉祇園之律、情超俗域、思入禪津。

以爲合葬非古、事乖衣薪之策。弘道在人、思矯封防之□。

平居之時、受疏別壙、遷化之際、驟形辭旨、遺命以三衣從窆。

（重ねて惟うに靈和なるは氣を受け、廉順なるは姿を呈す。神は得喪に周く、行いは夷險に滿つ。自ら郟缺は長く□、黔婁は歸らず。將に淨土の因を開き、兼ねて祇園の律を奉ぜんとし、情は俗域を超え、思は禪津に入る。以爲らく合葬は古に非らず、事は衣薪の策に乖く。弘道は人に在り、思は封防の□を矯す。平居の時、疏を別壙に受け、遷化の際、形を辭旨に驟め、遺命するに三衣を以て窆に従わしむ）。

彼女の生涯を總括し、その遺言を紹介する。（第四段落）

有子曰玄、官至梓州郟縣令。

聿遵先託、無累後人。踐霜露而長懷、仰穹蒼而絕訴。

以爲逝川難及、懷橘之思徒勤。幽壙方深、負米之期不再。

將欲蓬蒿卒歲、續經終身。漿溢出於三年、苦塊幾乎十載。

錫類之感、有識稱焉。以年月日、葬于女監池之北原。嗚呼、

其生也榮、成訓終於祿養、其亡也哀、貽謀切於先覺。

豈可使陵谷有變、空傳峴嶺之碑、天地相終、不勒泉亭之碣。

敢憑誠委、敬爲銘曰。

（子の玄と曰う有り、官は梓州郟縣令に至る。聿（こゝ）に先託の、後人を累わする無きに遵う。霜露を踐みて長く懐い、穹蒼を仰ぎて絶訴す。以爲らく逝川及び難く、懷橘の思いを徒に勤めんと。幽壙方に深く、負米の期再びならず、將に蓬蒿にて歳を卒えんとし、續經して身を終えんとす。漿溢（？）は三年に出で、苦塊は十載に幾し。錫類の感、有識焉を

稱す。年月日を以て、女監池の北原に葬る。嗚呼、其の生や榮、成訓は祿養に終え、其亡や哀し、貽謀は先覺に切なり。豈に陵谷をして變有らしむれば、空しく峴嶺の碑を傳え、天地をして相い終えしむれば、泉亭の碣を勒せざる可けんや。敢えて誠委に憑りて、敬んで銘を爲りて曰く）。

彼女の子供、衛玄の悲哀を述べる。（第五段落）

以下の銘文は、本論に關連するところが少ないので、訓讀は省略する。

公侯盛業、忠孝靈因。實聞英媛、作儷高人。蒿簪去飾、蓬戸全眞。其一。

鳴鳳馳響、乘龍載德。道照嬪規、功流母則。率忠以孝、自家刑國。其二。

柔姿外紱、貞心内映。肅陸禪襟、優遊道性。陶寡標節、桓嫠作鏡。其三。

王霸之妻、梁鴻之婦。義存生外、聲□□後。石古泉深、長天地久。其四。

本墓誌は、まず家系を紹介し、次に夫人の素養とそれに相應しい結婚が述べられる。續いて、夫人の家庭内の、現代の言葉でいう主婦として、夫を助け仲睦まじかったことが紹介される。その後寡婦となった賀拔氏が、家政を維持し、遺兒を立派に育てたことをほめ、彼女の遺言と、縣令となった子供の悲しみを述べて終わる。このように寡婦の賀拔氏の生涯が記録されている。彼女の死を悼み王勃に墓誌文を依頼したのは郟縣の縣令であった衛玄である。この母子については、これ以上わからないが、王勃の「賀拔氏墓誌」は同時代において、ある程度知られていたようである。

『唐代墓誌彙編』に「大周故府君柏善德夫人件氏墓誌銘并序」（大足〇〇六）（『唐代墓誌彙編』は年號＋番號の方法で墓誌を採録する。以下本稿で『唐代墓誌彙編』採録の墓誌を言う場合、〈大足〇〇六墓誌〉のように表記する。）という女性の墓誌が採録されている。以下に全文を挙げる。「賀拔氏墓誌」と同じ表現である部分は太字で示す。また文字が異なる部分は（王勃作某）で示す。拓本寫眞は『唐代墓誌彙編附考』一四一—一三〇二にある。

夫人諱 其先楚國人也。夫人操業貞淑、容範詳和、敬實禮輿、孝爲心極。先人有訓、將辭班掾之家、君子好仇、自入王凝之室。春秋十八、歸于栢氏。閨（王勃作門）庭既穆、帷薄相和、傍稽內則之篇、下酌家人之繇。既而陶門鶴寡、大野鸞孀、顧蒿里而難追、攀栢舟而易遠。故能珠胎遂映、玉（王勃作□）樹長滋、秩累千鍾、堂崇九仞。蘭陔動詠、方深厚禱之恩、蓼徑含酸、遽軫窮燧之酷。以久視元年臘月廿三日遭疾、終于來庭縣綏福里、春秋七十有三。嗚呼哀哉。重惟靈和受氣、廉順凝姿、將開淨土之因、兼奉祇園之律。情超俗境、思入禪津、以爲合葬非古、事乖衣薪之業、弘道在人、思矯封防之典。平居之時、願（王勃作受）疏別壙、遷化之際、固留遺命（王勃作驟形辭旨）。子孝感、金部主事。聿遵先託、無累後人、踐霜露而長懷、仰穹蒼而絕訴。以爲逝川難及、懷橘之思徒勤、幽壙方深、負米之期不再。將欲蓬蒿卒歲、縷經終身、漿溢出於三年、苦塊幾乎千（王勃作十）載。錫類之感、有識稱焉。大足元年五月十二日、葬於北邙之原。嗚呼、其生也榮、成訓終於祿養、其亡也哀、貽謀切於先覺。豈可使陵谷有變、空傳硯（王勃作岷）嶺之碑、天地相終、不勒泉亭之碣。敢憑誠委、敬爲銘曰。

星辰聚德（王勃作公侯盛業）、忠孝相因。實開英媛、作儷高人、蒿簪去飾、蓬戶全眞。其一。鳴鳳馳響、乘龍載德。道照嬪規、功流母則。

率忠以孝、自家形國。其二。柔姿外紱、貞心內映。肅穆禪林、優遊道性。陶寡標節、桓釐作鏡。其三。王霸之妻、梁鴻之婦。義存生外、聲彰沒後。石□泉深、天長地久。其四。

上に見るように、一部文字の異なる句があるが、嫁いだ年令や嫁ぎ先、亡くなった年、葬られた場所など、いわゆる個人情報以外は、「賀拔氏墓誌」の表現を模倣し、この墓誌独自の表現は「固留遺命」と銘文の第一句のみである。ただ〈大足〇〇六墓誌〉は「賀拔氏墓誌」の表現の幾つかを削り、簡略化している。削られた部分を最初から見ると、王勃の墓誌で先頭に置かれている、賀拔氏の家の歴史を述べた第一段落が、當然のことながら削られる。〈大足〇〇六墓誌〉は家系については、「其先楚國人也」とだけ言う。

第二段落最後、よい配偶者を得たことをいう「乘龍獨翥、上出雲霄、鳴鳳高飛、俯清琴瑟」という隔對。

寡婦になつてからの苦勞と彼女の美德による感化を賞賛する第三段落の「携撫孤幼、綏緝宗隣。州閭欽歲暮之風、親黨被日新之化」の隔對。

同じく第三段落の、本來であれば長生きするはずであったと、彼女の死の悲しみをいう「潘河陽之代業、班白承歡、衛洗馬之門華、清羸不瘁」。重ねて彼女の生涯を總括する第四段落「神周得喪、行滿夷險。自郗缺長□、黔婁不歸」である。

「衛洗馬之門華」の句は、賀拔氏の嫁ぎ先が衛氏であったことと關わるであろう。故に〈大足〇〇六墓誌〉はこの對を取らなかつたと思われる。その他はなぜ省略されたのかは分からない。しかしそれぞれ一つのましまりを構成する對が削られており、〈大足〇〇六墓誌〉でも文意は通じる。王勃「賀拔氏墓誌」は、いつ作られたか正確な日時はわからない。王勃にこの墓誌を依頼した「梓州郡縣令」の（衛）玄は「梓州郡縣令率

寺浮圖碑」(蔣清翊『王子安集注』卷十七)に名前が見え、この墓誌も王勃が蜀に滞在した六六九―六七一年の間に作られたと考えられる。(大足〇〇六墓誌)は大足元年(七〇二)につくられているので、王勃「賀拔氏墓誌」の三十年後には、それを模倣した墓誌が作られているのである。

〈大足〇〇六墓誌〉のように文章全體を模倣するものではないが、王勃の墓誌の表現を意識していると思われる墓誌が他にもある。「大唐故房州竹山縣主簿楊君夫人杜氏墓誌銘并序」(永淳〇二六)である(『附考』十一九四六)。關係する部分を引用する。王勃の女性墓誌に類似する句は太字で記す。

……

夫人□珠光於漢水、秀玉潤於荆山、花發桃蹊、春歸蘭薄。

娥姿下映、構月路以揚暉、女曜高臨、掩星津而絢色。

才高弄翰、藝總繁絲。雅韻霜橫、韶徽日舉。

聖善□訓、□辭□道之家、君子好仇、終□羊耽之室。

年十有六、歸□楊氏。粵自笄歲、作儷鼎門、叶鳴鳳之宏謀、酌雞初之雅訓。

閨風遠被、里閨欽承盟之規、閔則□流、遐邇仰齊眉之敬。

加以情超苦海、思入□□將開、淨域之因、夙奉玄□之律。

方當斷機流惠、喻筏垂仁。豈圖星□驟移、風燭俄謝。

淒清壻水、先有感於逝川、曠望娥峰、遽延悲於化石。

以永淳二年正月十五日遘疾、終於道□之私第。春秋五十有四。嗚呼。

……

〈永淳〇二六墓誌〉の隔對「聖善□訓、□辭□道之家、君子好仇、終□

羊耽之室」は、「賀拔氏墓誌」の「先人有訓、將辭班掾之家、君子好仇、

自入王凝之室」という對句と構造が類似する。「君子好仇」をはじめとして、^⑬両者が用いる語彙はそれぞれ典據をもち、王勃より前から詩文に利用されてきた。しかし、語彙としてではなく、對句として調査すると、類似する構造の對句は、見落としを恐れるが、王勃以前には見つけることが出来ない。用いられる人名は〈永淳〇二六墓誌〉と異なるが、この對句は偶然の類似というより、王勃の隔對を意識した、そのバリエーションと見なすことができるのではないか。更に〈永淳〇二六墓誌〉が興味深いのは、王勃のもう一篇の女性の墓誌、「歸仁縣主墓誌」の對句を利用してのように思われる句があることである。

歸仁縣主は父李元吉が殺害されたのち、残された娘の一人である。「歸仁縣主墓誌」は長文であるので、關係する部分を幾つかの段落にわけ、引用する。

……

夫人諱某、字某、隴西成紀人也。皇唐高祖之孫、前齊大王之女。

爾其麟郊鷗岫、橫帝圃而翔英、玉藪珠林、擁仙墟而振穎。

黃星夜朗、鳳鳴鍾且暮之期、紫氣朝騰、龍德緯乾坤之業。

故乃宸基嶽峻、躋寶曆於南山、睿族星羅、抗璿居於北列者矣。

夫人綠巖垂耀、朱澤浮祥。濟河洛之英氣、降峨嵋之秀氣。

韶規月滿、疏桂影於神軒、雅韻霜□、肅松標於智宇。

雲桂秀委、初分雁渚之驪、天袂垂恩、聿荷鴛庭之訓。

儼玄笄於碧殿、禮極晨趨、詠朱萼於彤階、情勤夕膳。

針樓暎曉、逸枝霞驚、翰苑臨春、雕章霧縹。

紅經翠緯、翻鳳鑷於仙機、杏葉芝英、轉鸞鉤於妙札。

執順閑邪之迹、用晦而明、垂和履孝之規、□恩以盡。

……

本稿ではこの部分を假に引用第一段と呼ぶ。ここでは彼女が皇族であること、そしてその高貴な家柄に相應しい女性として徳を身につけていたことを紹介する。父である前齊王が殺されたあと、宮中に入った彼女

雖三王絕淮國之封、而五女厚梁園之邑。
 楊妃以亡姚之重、撫幼中闈、某姬以生我之親、從榮內閣。
 夫人締積雲禁、飭影星樞。奉盥餌於前廂、侍溫清於側寢。
 二尊齊養、誠周於造次之間、四德兼□。行滿於危疑之地。
 固迺事經人理、譽沃天心、六宮欽錫類之風、千室被如神之化。
 (…夫人 諱某、字某、隴西成紀人なり。皇唐高祖の孫、前齊大王の女なり。爾るに其れ麟郊鷗岫、帝圃に横たわりて英を翔け、玉藪珠林、仙墟を擁して穎を振う。黃星は夜朗かに、鳳鳴旦暮の期に鍾り、紫氣は朝に騰り、龍德乾坤の業緯む。故に乃ち宸基は嶽峻にして、寶曆を南山に躋し、睿族は星羅して、瑋居を北列に抗がる者なり。夫人 綠巖に耀を垂れ、朱澤祥を浮かぶ。河洛の英氣を濟し、峨眉の秀氣を降す。韶規月に滿ち、桂影を神軒に疏に、雅韻 霜□、松標を智宇に肅たり。雲桂 秀委、初めて雁渚の驪を分かち、天袂 垂恩、聿に駕庭の訓を荷う。玄笄を碧殿に儼め、禮は晨趨に極め、朱萼を形階に詠じ、情は夕膳に勤む。針樓曉に暎じ、逸枝霞に驚く、翰苑春に臨み、雕章霧縹し。紅經翠緯、鳳鏞を仙機に翻えり、杏葉芝英、鸞鉤を妙札に轉ず。執順閑邪の迹、晦を用つて明かに、垂和履孝の規、□恩以て盡くす。…三王は淮國の封を絶つと雖も、五女は梁園の邑を厚くす。楊妃は亡姚の重を以て、幼を中闈に撫し、某姬生我の親をもつて、榮を内閣に従う。夫人 積を雲禁に締め、影を星樞に飭る。盥餌を前廂に奉じ、溫清を側寢に侍る。二尊齊養し、誠は造次に間に周く、四德兼□し。行いは危疑の地に滿つ。固より迺ち事は人理を經、譽は天心に沃す、六宮錫類の風を欽び、千室神の如きの化を被る。)

は、自分を保護養育した生母と楊氏(李元吉妃)に孝を盡くし、人格を高めていったことを稱える。(永淳〇二六墓誌)にある「才高弄翰、藝總繫絲、雅韻霜橫、韶徽日舉」の三句目四句目は、この部分の「韶規月滿、疏桂影於神軒、雅韻霜□、肅松標於智宇」の隔對の一句目三句目を利用しては、自分ではないだろうか。

貞觀十八年、有詔封歸仁縣主、仍賜食邑一千戶。
 出降天水姜氏、即長道公第二子也。

寶穆以寶融之貴、好結比陽、李猷以李尙之勳、榮加沁水。

千扉曉闌、宣鳳□於南宮、百兩宵歸、降魚軒於北闕。

瓊筋綵眊、光昇石窳之庭、畫桷雕櫺、秀發銀臺之寓。

躍頰鱗於瑞浦、德合姜妻、吟紫鶴於仙樓、響諧秦媛。

諸姬飲惠、爭陶苻菜之篇、列娣遷規、競縹椒花之思。

凜鳧鐘於性國、濮鄭終捐、棲鵲鏡於靈臺、鉛華自屏。

閨風永浹、南隣銷反目之虞、閫則傍流、北里盡齊眉之好。

…

(貞觀十八年、詔有りて歸仁縣主に封ぜられ、仍お食邑一千戸を賜う。出でて天水姜氏に降る、即ち長道公の第二子なり。寶穆は寶融の貴を以て、好は比陽に結び、李猷は李尙の勳を以て、榮は沁水を加う。千扉曉に闌き。鳳□を南宮に宣べ、百兩宵に歸ぎ、魚軒を北闕に降す。瓊筋 綵眊、光は石窳の庭に昇り、畫桷 雕櫺、秀は銀臺の寓に發す。頰鱗の瑞浦に躍るは、德姜妻に合し、紫鶴の仙樓に吟ずるは、響は秦媛に諧う。諸姬惠を飲み、争いて苻菜の篇を陶び、列娣 規を遷し、競いて椒花の思を縹くす。鳧鐘の性國に凜として、濮鄭 終に捐てられ、鵲鏡の靈臺に棲み、鉛華 自ら屏く。閨風永く浹く、南隣反目の虞を銷し、閫則 傍流し、北里齊眉の好を盡くす。…)

同じく、引用第二段とする。この部分は姜氏との結婚後の生活を描写する。「千扉曉闕。宣鳳□於南宮。百兩宵歸。降魚軒於北闕。瓊笳綵旆。光昇石窳之庭。畫栢雕欄。秀發銀臺之寓」は、彼女の輿入れの様子を言い、主婦として家庭を守り、その人徳で、家庭を圓滿にし、家政を整えたと歸仁縣主の夫人としての功績を稱える。

この段落で夫人の美徳が周囲の女性を感化したことを言う「閨風永浹、南隣銷反目之虞、閩則傍流、北里盡齊眉之好」の隔對と、〈永淳〇二六墓誌〉「閨風遠被、里閨欽承盟之規、閩則□流、遐邇仰齊眉之敬」は類似しており、影響關係にあることが推測できる。

このあとに、夫人の生母と思われる女性の死を、夫人が命も絶えんばかりに嘆いたという描寫が續く。續いて、夫人と姜府君が仲睦まじく過ごし、彼女が人々に慕われたことが紹介されるが、本稿では省略する。

以總章元年八月六日、遭疾薨于乾封縣永達里、春秋卅有四。嗚呼哀哉。

重惟靈和稟氣、婉直凝風、分似帷之□光、蘊娥臺之麗魄。

談津藝府、思洽幾初、地義天經、孝爲心極。

貞姿玉暎、棄虹琰而無加、朗鑑珠融、斥驪珍而不御。

清而化物、綺羅將緼緒同歸、高以順時、丹刻與茅茨遞敵。

幽蘭在奏、施文律之繁音、穠李分蹊、牽詞條之粹萼。

……

(總章元年八月六日を以て、疾いに遭い乾封縣永達里に薨す、春秋卅有四。嗚呼哀しきかな。重ねて惟う靈和氣を稟へ、婉直風を凝らす、似帷の□光を分ち、娥臺の麗魄を蘊む。談津藝府、思は幾初に洽く、地義天經、孝は心極爲り。貞姿玉暎、虹琰を棄てて加うる無く、朗鑑珠融、驪珍を斥けて御せず。清にして物を化し、綺羅は緼緒と同じく歸し、高は時に順い、丹

刻は茅茨と遞いに敵わる。幽蘭奏に在り、文律の繁音を施し、穠李蹊に分かに、詞條の粹萼を牽る。……)

引用第三段は、彼女の死を述べたうえ、あらためて彼女の女性としての徳を顯彰する。この後に續く、李元吉の娘としての宮中での生活の苦しみ、それ故の人格の鍊磨が述べられている部分は省略する。

嗚呼、其生也榮、寵服光於茂冊、其死也哀、賜贈照於彝典。

以其年十一月廿日、窆于少陵之原、禮也。

旌軒啟路、葆騎橫□。林野曠而無塵、風煙慘而殊色。

仙岡偃月、行臨白兔之□、宰樹棲雲、坐闕青龍之兆。

有子洛州參軍毅。

玉堂疏眺、金社分輝。攀北渚而魂銷、下南陔而□盡。

持縑負米、□極於難追、綠組玄觴、敬深於如在。

姜府君悼存亡之不再、愴今昔之俄然。步朗月以長懷、俵秋風而累歎。

以爲安仁詠德、道不著於玄扃、奉倩傷神、理未階於翠□。

雖圖芬帝閣、中朝懸記善之書、而播美泉扃、下走受當仁之奇。

謹聞命矣、迺作銘云。

……

(嗚呼、其の生や榮たり、寵服は茂冊に光り、其の死や哀し、賜贈は彝典を照らす。其年の十一月廿日を以て、少陵の原に窆す、禮なり。旌軒路を啓き、葆騎 横□す。林野曠として塵無く、風煙慘として色を殊にす。仙岡月偃し、行は白兔の□に望み、宰樹雲棲み、坐は青龍の兆を闕む。子洛州參軍毅有り。玉堂眺るを疏ち、金社輝を分つ。北渚に攀じて魂は銷え、南陔に下りて□盡く。縑を持ち米を負い、□は追い難きを極め、綠組玄觴、敬は在すが如く深し。姜府君存亡の再びならずを悼み、今昔の俄然たるを愴

む。朗月も歩みて以て長く懐い、秋風に俵いて累りに歎く。以爲らく安仁の詠徳、道は玄扃に著れず、奉倩の傷神、理は未だ翠□に階らず。芬を帝園に圖き、中朝に善を記すの書を懸くると雖も、美を泉扃に播くは、下走當仁の寄を受く。謹しんで命を聞けり、迺ち銘を作りて云う。……)

引用第四段は、彼女の死と葬儀、そして残された子供と、夫の悲しみを述べる。

皇帝の一族であるが、父親が誅殺されるという微妙な立場にある女性の生涯につきまといつた陰影とともに、女性としての素養、そして人徳、結婚後の家庭における彼女の功績が顕彰されている。

なお〈永淳〇二六墓誌〉の個人情報を書き換え、一部の句を削除した〈唐故營繕監左右校署令宣德郎張君夫人關氏墓誌銘并序〉(萬歲通天〇三〇)が萬歲通天二年(六九七)に作られている(『附考』一三三三)。この墓誌は「先人(聖善) □訓、……君子好仇、……」の隔對を缺くが、「爰自并(?)歳、作儷鼎門、酌鳴鳳之宏規、叶乘龍之雅望。閨風遠浹、里閨鎮及(?)目之虞、閩訓旁流、遐邇仰齊眉之敬」と、王勃「歸仁縣主墓誌」第二段にある「閨風永浹、南磷銷反目之虞、閩則傍流、北里盡齊眉之好」により近い隔對がある。²⁰⁾

「歸仁縣主墓誌」は王勃が沛王府を追われ、蜀へ旅立つ直前の總章元年(六六八)に作られたと考えられる。〈永淳〇二六墓誌〉が作られた永淳二年(六八三)は、王勃が死去した六七六年から十年もたっていない。何よりも六八三年は『王勃集』の編纂前である。このように〈永淳〇二七墓誌〉が王勃の二篇の女性墓誌の表現を意識していたとすると、王勃の作品は、文集編纂前から、中國國內で流通していたということであり、彼の文學が同時代に流行していたことを示す。

もう少し『唐代墓誌彙編正集・續集』の搜索時期を広げると、天

寶七年(七四八)に作られた〈豐王府戶曹隴西李府君故夫人墓誌銘并序〉(續・天寶〇四八)にも以下のように、王勃の二篇の女性墓誌と同じ表現、類似する表現がある(『洛陽新獲墓誌』六十二)。

……夫人亦名父之女、四德克彰、令族之門、六行既穆。操業貞叔(王勃作淑)、容範詳和、敬實禮興、孝爲心極。遵先王之典、則從君子之好仇。……夫人躍躋鱗於清浦、德合姜妻、吟白雪於寒庭、名同謝女。閨風若椒花之思、室譽同苕菜之歌。……

「操業貞叔、……孝爲心極」の四句は、「賀拔氏墓誌」の第二段落の最初にある對をそのまま使う。この四句に續く「先王」と「君子」の對句も、或いは「賀拔氏墓誌」がこの隔對の後に置く「先人有訓、將辭班掾之家、君子好仇、自入王凝之室」から發想を得ているかも知れない。また、夫人の美德と才能、そして夫人による感化を言う部分は、一部の語彙は異なるが、「歸仁縣主墓誌」の第二段「躍躋鱗於瑞浦。德合姜妻。吟紫鶴於仙樓。響諧秦媛。諸姬飲惠。爭陶苕菜之篇。列娣遷規。競繹椒花之思」と類似する。

〈續・天寶〇四八墓誌〉の序文は最後に、残された子供の悲しみと、彼女の葬儀をいう場面が置かれている。

……其子岫、少尙名節、躬行孝忠、哀纏終身、痛結肝髓。

戚戚泣血、樂樂棘心、奉觴奠以望靈、卹□穹之鳴噓。

遵於古典、以其載十一月廿四日、葬於河南府偃師縣晉陵里首陽之原、禮也。

旌軒啓路、龍輻橫郊、林野感而蕭條、風煙助而無色。

哀子孝思罔極、屠裂心懷、悲北渚以銷魂、下南陔之淚血。

李府君悼亡之切、同潘岳以慟懷、伉儷深情、慚莊生之擊磬。
臨川嗟逝、痛以難追。府君顧盼、不以鄙才、……

子供の嘆きの深さを言う「哀纏終身、痛結肝髓」は、「賀拔氏墓誌」の第四段「哀纏逝晷、痛結終身」と表現が類似する。また續く葬儀と残された者の嘆きを表現する部分も「歸仁縣主墓誌」で同じく彼女の葬儀及び家族の悲しみを述べる、「旌軒啓路。葆騎橫□。林野曠而無塵。風煙慘而殊色」や、「有子洛州參軍毅。玉堂疏眺。金社分輝。攀北渚而魂銷。下南陔而□盡。持縑負米。□極於難追。綠俎玄觴。敬深於如在。姜府君悼存亡之不再。愴今昔之俄然」といった表現から影響を受けていると考えよう。

この他、「唐常州無錫縣令楊府君夫人王氏墓誌銘」（光宅〇〇一・六八四年）「竭誠孝於舅姑、罄悼睦於娣姒、主饋有齊眉之敬、侍巾無反目之嫌」（附考）十一九七〇。「大周故幕州刺史洛陽宮總監楮府君夫人臨沂縣君王氏墓誌銘」（久視〇一〇・七〇〇年）の銘文「六經咸博、四德俱全、閨風外浹、閨則旁宣。（其二）」（附考）十三一・二八五）も、「歸仁縣主墓誌」の「閨風永浹。南磷銷反目之虞。閨則傍流。北里盡齊眉之好」という表現を意識していると思われる。先に紹介したように王勃の文集は垂拱元年（六八五）頃に編纂されたと考えられるので、久視元年はさておき、光宅元年であれば、この墓誌は、王勃集編纂前に作られたことになる。

このような王勃の女性墓誌を模倣した作品、或いは表現を意識した對句の存在は、同時代において王勃の作品が広く流行していたことを暗示する。ところで王勃にはもう一篇、男性の爲の作られた墓誌「達奚公墓誌」が傳わる。見落としを恐れるが、王勃のこの墓誌の表現を直接模倣する、或いは對句を利用したと考えられる墓誌は、現段階では私は見つけることができない²²。ではなぜ王勃の女性墓誌の表現が、同時代の墓誌

作品に利用されたのだろうか。

二

女性の爲に作られた墓誌は、男性の墓誌ほど多くない。しかしもちろん王勃以前に作らなかつたわけではない。唐代初期の文學に大きな影響を與えた文學者庾信は、北朝において墓誌、神道碑など死者を記念する碑文を多く作つたとされ²³、現在三十一篇が傳わる。そのうちに十篇が女性の墓誌である²⁴。

庾信の女性墓誌はみなほぼ同じ構成である。即ち、女性の家系の紹介、嫁ぎ先及び夫の紹介、そして女性の美徳を賞賛し、最後にその死を悼む。庾信の女性墓誌にも、女性は幼い頃から優れた才能があつた、結婚後夫や舅姑に仕えた、また人によっては子供を教育したことが述べられている。それらを庾信も典據を用い整つた對句で描寫する。ただ庾信の女性墓誌は、女性の美徳がすべて満遍なく表現されているが、そのため却つて墓誌文から女性の姿を浮かび上がらせることが難しい。

庾信の墓誌のなかで女性について比較的詳しく述べる「周驃騎大將軍開府儀同三司冠軍伯柴烈李夫人墓誌銘」（『庾子山集注』卷十六）の一部を紹介する。

……夫人幼而聰敏、早聞令淑。彤（一作箴）管有美、賢才見稱。弄其紙筆、懼失諸兄之意、翦其鬢齡、畏傷王母之心。……夫人輔佐君子、言容匡贊、增耀三星、欽明四德。授巾沃盥、有謹於事姑、斷織停機、無忘於訓子。保定二年、冊授大夏縣君。既以夫尊、又云子貴、乃遷順陽、改郡君。……

（……夫人 幼にして聰敏、早に令淑を聞く。彤（一作箴）管美むる有り、

賢才稱せらる。其の紙筆を弄すれば、懼るるは諸兄の意を失うこと、其の韶齡を剪れば、畏るるは王母の心を傷つくるを。……夫人は君子を輔佐し、言容匡贊し、耀は三星を増し、明は四徳を欽ぶ。授巾沃盥、謹は姑に事うるに有り、斷織停機、子を訓うるを忘する無し。保定二年、大夏縣君を冊授さる。既に夫の尊を以てし、又た子の貴きを云い、乃ち順陽に遷り、郡君に改めらる。……)

このように李夫人の素養と徳目が列挙される。そして妻として「輔佐君子、言容匡贊、増耀三星、欽明四徳」と夫を助けたことや、「授巾沃盥、有謹於事姑、斷織停機、無忘於訓子」と主婦として母としての姿が描寫される。女性としての徳目が缺けることなく次々と並べられるが、「既以夫尊、又云子貴」と總括されることに示されるように、庾信の墓誌は女性の家系と嫁ぎ先の家柄或いは夫の紹介が中心であつて、これらの表現はこの女性の一要素として描寫される。寡婦として一人で家政を整えたことを言う「賀拔氏墓誌」、誅殺された王族の娘であることによる心の陰影や、結婚後の家庭での幸福と、圓滿な暮らしをいう「歸仁縣主墓誌」のような、女性の生涯を特色づける描寫、即ち重點となる部分が、庾信の女性墓誌にはない。王勃は庾信の墓誌の形式を踏襲しながら、内容において、妻としてまた母としての家庭における存在に重點をおいて描寫していたと言えるのではないか。

王勃と庾信の女性墓誌のもつ雰圍氣の違いは、墓誌の對象となつた女性の家柄の違いも理由の一つにある。庾信の墓誌は、みな北朝の貴權の家の女性、また貴權に嫁いだ女性であつたが、王勃の墓誌やそれを意識する女性墓誌は貴族ではなく官僚に嫁いだ女性であつた。もちろん父が誅殺されたとはいえ、歸仁縣主は皇族であり、王勃もそのことに言及している。また彼女の葬儀では、朝廷より使者が派遣され、下賜物があつ

たことも紹介している²⁵。その點では庾信が描いた夫人たちと同じい。しかし上に紹介したように、王勃の墓誌は、歸仁縣主が皇室の女性であることより以上に、彼女の女性としての素養と人徳が詳細に、そしてその美徳が一家、周邊を感化していったと、夫人の日常が顯彰される。これは庾信の女性墓誌では一要素に過ぎなかつた。繰り返せば庾信の墓誌は、どのような家の出身で、どのような家或いはどのような身分の夫に嫁いだから詳しく紹介するが、この女性が妻として母としてどのような存在であつたのかを理解することはかなり難しい。

庾信の女性墓誌は家を紹介し、王勃の女性墓誌は人を紹介するのだ。この違いこそが、王勃の女性墓誌の特色として考えることができるだろう。王勃は、庾信の女性墓誌の語彙を使っているが、庾信とは異なる墓誌を作つた。王勃にそれを可能にさせたものは何だったのであろうか。

以上のような王勃と庾信の違いを確認したうえで、王勃の女性墓誌と、影響を受けたと思われる出土墓誌の表現をもう一度見てみよう。

三

王勃「歸仁縣主墓誌」の「閨風永浹、南磷銷反目之虞、閩則傍流、北里盡齊眉之好」の隔對は、家政を整え、夫人の徳に家族や周圍の人々が感化されたこと言う。この對は「反目」と「齊眉」という反對の意味を示す言葉を組み合わせる高い技巧が用いられており、それ故一種の名對として模倣された可能性はある。王勃のこの構造の隔對を利用する（永淳〇二六墓誌）は「反目」を「承盥」に代え、技巧としては下がるが、貞淑で穩やかな女性の家庭での姿を表現するということに變わりは無い。また隔對を構成していた「閨風」「閩則」という語彙も、家庭の雰圍氣や家政の整頓を示す。ただ王勃以前さほど多用される言葉ではなく、

まして對として使用される例は容易に見いだし難い。

この他、「歸仁縣主墓誌」の表現で模倣されたのは、「韶規月滿……雅韻霜□、……」（第一段）という天賦の素養の表現とともに、「躍鱗於瑞浦、徳合姜妻、吟紫鶴於仙樓、響諧秦媛。諸姬飲惠、爭陶苜菜之篇、列姊遷規、競縉椒花之思」（第二段）という女性の幸福と美德による家庭周邊への感化の表現であった。つまり結婚後の家庭を穩やかにし、家政を切り盛りするいわば主婦の姿の描寫、睦ましい夫婦の姿である。「賀拔氏墓誌」においても、「操業貞淑、容範祥和。敬實禮輿、孝爲心極親。先人有訓、將辭班掾之家、君子好仇、自入王凝之室」という女性の素養と教養、そしてそれに相應しい夫を得たという部分であった。そうであるので、夫を示す典據を王凝之から羊耽（永淳〇二六墓誌）に置き換えるパリエーションは認められる。

このように王勃の女性墓誌を意識していると思われる表現は、家庭における婦人としての美德の表現であった。庾信において希薄であったこのような表現を、王勃はどのようにして獲得したのであろうか。

王勃の墓誌と庾信の墓誌神道碑の違いには、残された者の悲しみの表現がある。「歸仁縣主墓誌」では夫と子供（第四段）、「賀拔氏」は子供の悲しみを述べる部分である（第五段落）。先に紹介した「柴烈李夫人墓誌」において庾信は、李夫人の死に對して「神光離合、尙在河湄、雲氣徘徊、尙歸樓下（神光 離合し、尙お河湄に在り、雲氣 徘徊して、尙お樓下に歸る）」と言う。この表現は女性の死を惜しむが、それは碑文作者としての哀悼である。もちろん庾信の墓誌にも残された者の悲しみを述べる表現が皆無ではない。例えば、「殿下神傷秋月、掩淚長松。周季直之留書、更深冥漠、潘安仁之詞藻、徒增哀怨（殿下 神は秋月を傷み、涙は長松を掩う。周季直の留書、更に冥漠に深く、潘安仁の詞藻、徒に哀怨を増す）」（周譙國公夫人步陸孤氏墓誌銘）卷十六」と王勃も利用する潘岳を典據として用い、残

された夫の悲哀を述べる。また残された子供の悲しみを述べたものには「世子某、兄弟竝勗慈訓、咸遵母儀、霜露深悲（世子某、兄弟竝に慈訓を勗み、咸な母儀に遵い、霜露深く悲む）」（周太傅鄭國公夫人鄭氏墓誌銘）卷十六といった表現がある。このように庾信にも男性の爲の墓誌も含め幾篇か、残された者の悲しみを言う表現があるが、「柴烈李夫人墓誌」のような碑文作者としての哀悼の表現に比べると、その数は多くなく、またあっても、王勃ほど句數を費やさない。一方王勃の墓誌では、今回取り上げないが「達奚氏墓誌」にも残された者の悲しみが表現される。上にみた（永淳〇二六墓誌）などは、この部分の表現については王勃の墓誌を模倣してはいないようであるが、残された者の悲哀を表現している。

もちろん南北朝時代の庾信（五一三―五八二）から唐の王勃（六五〇―六七六）の間にある約七十年で死者を悼む墓誌の表現や内容が變わってしまったわけではない。王勃と併稱される楊炯、盧照隣、駱賓王のうち、楊炯には二十一篇の墓誌・神道碑が傳わり、うち二篇が女性墓誌である。その一篇「彭城公夫人爾朱氏墓誌銘」（卷十）^⑧は、嫁いでのからの爾朱氏を「動合詩禮、言成軌則。晨昏展敬、事極於移天、蘋藻挈誠、義申於中饋（動は詩禮に合し、言は軌則と成る。晨昏敬を展べ、事は移天に極まり、蘋藻誠を挈べ、義は中饋に申ぶ）」と夫によく仕えたことを述べ、「用曹大家之遺訓、執宋伯姬之貞節」と、夫を喪い彼女が寡婦となったことを言う。しかし、一方で女性の家系を詳細に述べ、彼女の家庭での有様はさほど詳細ではない。ちなみにこの墓誌には残された者の悲しみを述べる表現はない。楊炯のこの墓誌は、庾信の女性墓誌の形式とともに、内容も引き継いでいるのである。もう一篇は一族の女性の爲に作られた「伯母東平郡夫人李氏墓誌銘」（卷十）である。こちらでは「夫人輔佐君子、事修內政。平日纒笄、則有君臣之嚴、沃盥饋食、則有父子之敬、報反而行、則有兄弟之道、受期必誠、則有朋友之信、其婦德也如此（夫人 君子を輔佐

し、聿く内政を修む。平旦 纒筭すれば、則ち君臣の嚴有り、沃盥饋食すれば、則ち父子の敬有り、反に報いて行は、則ち兄弟の道有り、期を受くるに必ず誠なるは、則ち朋友の信有り、其の婦徳や此の如し」と、夫人の主婦としての生活が紹介される。また序の最後に「東平公撫存懷舊、用痛悼於厥心。遠近咸集、宗親畢會、生榮死哀、其此之謂也（東平公存を撫し舊を懐い、用て厥の心に痛悼す。遠近咸な集い、宗親畢く會す、生榮死哀、其れ此の謂なり）」と二句であるが残された夫の悲しみを表現する部分がある。ただこの墓誌は、「其婦徳也如此」や「非夫博文達禮、貞婉聽從者、孰能與於此乎」、そして「生榮死哀、其此之謂也」と夫人の行爲や徳行を述べたあと、それぞれの徳行を總括する句が置かれる。この方法は、庾信の男性の爲の墓誌で常用される方法である。またこの女性の家政の方針をその言葉とともに紹介することによって、晩年の彼女が一族の精神的支柱であったことを指摘する點などから考えると、楊炯は、庾信の男性の爲の墓誌の表現方法を、この女性墓誌に應用していると見なすことができる。このことに示されるように、王勃の活動時期においても、庾信は駢文という文體ばかりでなく、墓誌の構成、描寫においても規範として強く意識されていたことがうかがえる。

庾信の文學がまだ影響力をもっていた唐初期の文學のなかで、王勃はそれとは異なる、新しい描寫を行ったのである。庾信は女性の家柄や徳目を列擧し、王勃はその女性の特に家庭での生活、妻・母として家を整理え周邊を感化したということを表現の一つの重點とした。庾信は碑文作成者として女性の死を哀悼するが、王勃は残された家族の悲しみを表現する。庾信は夫人が屬した家を表現し、王勃は妻として母としての夫人を表現した。このように庾信の女性墓誌と比べてみると、王勃の女性墓誌は、残された者の視點から亡くなった女性が表現されていたことに氣づく。庾信・王勃ともに、依頼を受けて墓誌を作った。そうであれば、

この表現は、それぞれ依頼者の要望（期待）を受けたものであったであろう。庾信と王勃の女性墓誌の描寫の違いには、依頼者の身分の違いより、家に對する考え方の變化が示されているのではないか。

王勃の女性墓誌は、表現はもちろん王勃が組み立てたものであるが、しかしその表現には依頼者の女性に對する思いが反映されていたのである。そして婦人の家庭における美徳を顯彰する王勃の表現が模倣されたということは、單に對句の妙ばかりではなく、このような視線からの表現が同時代の共感と呼んだからではないか。王勃がこの時期の代表的文學者であるから、女性墓誌が模倣されたのではなく、このような王勃の表現に對する共感が、彼をこの時代を代表する文學者にしたのではないだろうか。

王勃に墓誌創作を求めた人々たち、そしてその表現に共感し、彼の表現を利用した墓誌作者、依頼者は妻であり母である女性を描くことを望んだ。彼らは家と家庭に對して庾信の時期と異なる意識と價值をもち自分たちの感情の表白を希求する人々であったのだ。王勃の女性墓誌とその表現を利用した作品の存在は、彼の時代の無名の、しかし、唐代文學の基盤となる人々の出現を示すものであったのではないだろうか。

終わりに

本稿は、日本に傳わる王勃の女性墓誌と、中國の出土墓誌という別々の場所で保存されていた同時代の佚文に、類似する表現が認められることに注目して、考察を行った。

王勃の女性墓誌は、佚文として貴重である。そればかりでなくその表現が利用されていたことは、王勃の文學が廣く流行していたことを證明する。そしてこれらの作品から、これまでの文學創作とその受容者とは

異なる、自分たちの表現を求めめる人々の存在が浮かび上がった。彼らは家族に對する自分の視線が表現されることを望み、その表現に共感する、南北朝の文學に満たされぬ思いを持つ唐代の人々であった。

家族への愛情は杜甫の「江村」詩（『杜詩詳注』巻九）などに、子供からみた母（母親の役割を果たしてくれた女性）への愛慕は、韓愈の「祭鄭夫人文」（『昌黎先生文集』巻二十三）がよく知られる。それはもちろん杜甫や韓愈の天才を待つて表現された。しかしその感情は杜甫や韓愈によって突如認識された感情であったのではなく、彼らに至る時間のなかで醸成されてきたものであったのではないか。それは唐代文學の基盤にあった感情であったように思われる。

王勃の女性墓誌とその影響を受けた出土墓誌は、南北朝から唐王朝の繁榮へと向かう社會の變容を受けて、文學が緩やかに、しかし確實に變化していたことを示す痕跡でもあった。

注

- ① 『日本國見在書目録』に「王勃集三十卷」とある。また拙稿「『王勃集』の編纂時期」（『王勃集』と王勃文學研究）（二〇一六年 研文出版 所収）。
- ② 但し、本文に言うように巻二十八の墓誌の一部は切り取られている。また、巻二十九と巻三十は一卷につながれており、巻三十の巻頭部分の作品が切り取られているかもしれない。
- ③ 小島憲之『上代日本文學と中國文學』下（昭和四十年 塙書房）「第六篇 上代に於ける詩文學 第一章 懷風藻の詩」を参照。
- ④ 影印は大阪市立美術館編『唐鈔本』（昭和五十六年 同朋舎出版）。釋字は羅振玉『王子安集佚文』。また陳尙君『全唐文補編』（二〇〇五年 中華書局）。
- ⑤ 「録事」の文字は見えにくいだが、内藤湖南が録事と斷定した。またこの墓誌の銘文は、『翰墨城』に「傳橋逸勢筆 詩序切」として三行が残って

いた（拙稿「傳橋逸勢筆「詩序切」と上野本『王勃集』の関係」。また近年、佐藤道生氏によってこの墓誌の序文と銘文の一部が発見された（『日本漢學研究』に於ける古筆切の利用」（『慶應義塾中國文學報』三號 二〇一九年）。さらに、西冷印社第十五回秋季拍賣において、本墓誌の一部と思われる十二行が出品された。

⑥ 「王勃佚文中の女性を描く二篇の墓誌」（『王勃集』と王勃文學研究）所収。

⑦ 先に紹介したように、羅振玉『王子安集佚文』、陳尙君『全唐文補編』に釋字があるが、一部その文字に従わなかったところがある。

⑧ 「内則」は『禮記』の篇名。「家人」は『周易』の卦「家人、利女貞」。孔穎達疏「家人者、卦名也。明家内之道、正一家之人、故謂之家人」と言うように、ともに、家庭を治めることを言う。

⑨ 乘龍は『藝文類聚』巻四十引《楚國先賢傳》に「孫俊字文英、與李元禮俱娶太尉桓焉女。時人謂桓叔元兩女俱乘龍、言得婿如龍也」とある。

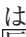
⑩ 「蒿里」は古樂府、挽歌。「柏舟」は『毛詩』鄘風の篇名。夫を喪った妻が、再婚しないことを誓う内容。

⑪ 「歲暮」は恐らく『論語』子罕「子曰、歲寒、然後知松栢之後彫也」を意識すると思われる。直接の表現は謝朓「高松賦」（『謝宣城集』巻一）「卷風颺之吸歛、積霰雪之嚴霏、豈凋貞於歲暮、不受令於霜威」。「日新」は『易』大畜「輝光日新其德」を典據とするか。

⑫ 潘岳「夏侯常侍誄」（『文選』巻五十七）に「班白携手、何歡如之」とあり、老年までもともに楽しく過ごしたいという願いが叶わなかったことを言う。衛洗馬は衛玠のこと。『世說新語』容姿篇に彼は「居然有羸形、雖復終日調暢、若不堪羅綺居」と評されている。

⑬ 黔婁は戰國時代の隱者、妻は「列女傳」に魯黔婁先妻として取り上げられている。卻缺は、春秋の晉の人。その夫人は彼によく仕えた。

⑭ 出土墓誌の情報については、氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在總合目録』（汲古書院 二〇〇四年）を利用した。拓本寫眞は毛漢光撰『唐代墓誌彙編附考』（臺灣・中央研究院歷史語言研究所）等により確認した。本墓誌は『附考』一四冊一三〇二に載るので、本文では『附考』一四一三〇二と表記した。以下に引用する出土墓誌もこの表記に倣う。原則と

- して『唐代墓誌彙編』の文字に従ったが、一部『附考』などを参照した。なお〈大足〇〇六墓誌〉は張鋌によって作られた千唐誌齋に墓誌が保存される（未見）。千唐誌齋の墓誌収集に貢献した郭玉堂によって『洛陽出土石刻時地記』という収集墓誌の記録が刊行されているが、隋代までの記録しかない。その後、彼の書稿を基に唐代から明代の出土墓誌の記録を加えた同名の書が二〇〇五年大象出版社から出版された。氣賀澤保規氏によれば、その學術的價値は高くないとされるが（『復刻洛陽出土石刻時地記』汲古書院二〇〇二年 解説）、その唐代墓誌部分・大足〇〇六（一九三頁）として録されるこの墓誌は、「民國廿年（一九三一年）、洛陽西北十五里塚頭村出土」と記されている（また彼の『千唐誌齋藏石目錄』（墨運堂一九三五年）にも同じ記録があるが、これが利用されたのかもしれない）。三一年は張鋌が唐代墓誌の収集を開始したとされる年である。『附考』の附記によると、本墓誌は千唐誌齋一號室内北牆にあるとされる。『地時記』の記録と合わせ考えればこの墓誌が早い時期に収蔵されたことが分かる。また拓本寫眞をみると、本墓誌は第五次制定（六九七年）までの則天文字が用いられている。「賀拔氏墓誌」とあまりに一致するため、後世、具體的には『王勃集』卷二十八の影印（一九一八年）から三一年の間に偽造された可能性がないわけではないが、出土年地の記録、張鋌の唐碑收集初期に千唐誌齋に入ったこと、則天文字の使用から、本稿では七〇一年に刻された墓誌と考える。
- ⑮ 羊耽の妻は魏の辛毗の娘、辛憲英。優れた見識をもつ女性として『晉書』卷九十六列女傳六十六に「羊耽妻辛氏」として立傳される。
- ⑯ 君子好仇は『毛詩』周南〈關雎〉「窈窕淑女、君子好逑」を典據とする。
- ⑰ 注⑥論文では、李元吉の娘は彼女を含め三名としていたが、もう一名文安縣主に封ぜられた女性がいたことがわかった（『唐代墓誌彙編』貞觀一四七「大唐故文安縣主墓誌銘」）。この場を借りて訂正しておく。
- ⑱ 李猷・李尙の出典は未詳。前の句との對應、及び沁水（公主）との關係を考えると、鄧禹と孫の乾のことと間違えたか。
- ⑲ 石碯は『春秋左氏傳』成公二年を典據とするが、庾信の女性墓誌「周趙國夫人紇豆陵氏墓誌銘」や「周安昌公夫人鄭氏墓誌銘」でも使用される。
- ⑳ ただ「及目」は意味をとりにくい。『附考』は「」と釋す。

- ㉑ 傅璇琮主編『新編唐五代文學編年史 初盛唐卷』（遼海出版社 二〇一二年）は『王勃集』の編纂を六八四年或いはそのやや後とする。私も文明・光宅元年（六八四）から載初元年（六八九）の間に編纂されたと考える。拙稿「『王勃集』の編纂時期」（『王勃集』と王勃文學研究）所收。
- ㉒ ただ「達奚公墓誌」には、達奚公より先に亡くなった夫人について「星津降采、月匈垂芬。清雅頌於椒花、奉柔規於荇菜。仙琴□奏、早□和鳳之音、寶劍雙沈、晚合乘龍之契」と言う短い紹介がある。「荇菜」と「椒花」の對は「歸仁縣王墓誌」にもあるが、女性墓誌のように句の構造まで同じくする表現は見つけられない。
- ㉓ 『周書』卷四十一 庾信傳三十三「群公碑誌、多相請託。唯王褒頗與信相埒、自餘文人、莫有逮者」。
- ㉔ 『庾子山集注』には十二篇の女性の墓誌が採録されるが、その二篇は楊炯のものである。また庾信と併稱される徐陵は男性の碑文五篇のみが残る。
- ㉕ 「歸仁縣王墓誌」引用第三段落のあとに、「有詔贈物三百段、米粟二百石、凶典所須、隨由官給、仍遣司門大夫郎翁歸監護葬事」とある。
- ㉖ 「文心雕龍」麗辭篇「故麗辭之體、凡有四對。言對爲易、事對爲難、反對爲優、正對爲劣。…反對者、理殊趣合者也」とあり、反對を高く評價する。
- ㉗ 「閨風」は王勃より以前に、使用例はにわかに發見できない。「閨則」も『南齊書』卷十一 樂志二 北郊樂歌〈昭德凱容之樂〉「邦化靈懋、閨則風調」に見られる程度である。但し『唐代墓誌彙編』には〈總章〇一〇墓誌〉に「夫人貞則、閨風自揚」とある。また〈永徽一〇一墓誌〉に「動循閨則、率由閨訓」。〈龍朔〇七八〉に「閨儀閨則、信歸美於夫人」という例がある。
- ㉘ 残された子供が父を悼む心情は「有子普州安居令孝貞、哀纏逝晷、痛結終身。侵露序而屠肝、指霜旻而斷骨」と表現される。
- ㉙ その死を悼むだけではなく、残された者の嘆きを表現することは、『唐代墓誌彙編』を見ると、唐代の墓誌によく見られるようになる。この問題は更に調査しなければならないが、この表現は女性墓誌のみの特色というより唐代墓誌の特色として、庾信の墓誌の影響からの離脱を示す一つの指

標であるかもしれない。

- ③〇 祝尙書注『楊炯集箋注』（中華書局 二〇一六年）。
- ③① ちなみに「夫人補佐君子」の句は、先にみた庾信の「柴烈李夫人墓誌銘」、他に庾信は「周太傅鄭國公夫人鄭氏墓誌銘墓誌」でも用いられている。
- ③② 彼女の晩年を「夫人年踰耳順、視聽不衰。每獻歲發春、日南長至、群從

子弟稱上壽者、動至數十百、未嘗不歡言善誘、藉以溫顏。侃侃焉、閭閻焉。有孟母之風焉、有敬姜之誨焉」と描寫する。

- ③③ 庾信の墓誌・神道碑文など、碑文の特色については、原田直枝「庾信の碑傳文」（中國文學報）五三 一九九六年）を参照されたい。

（京都大学大学院人間・環境学研究所教授）